

4. 運転中の「ながらスマホ」の罰則等の強化について

近年におけるスマートフォンの普及等に伴い、携帯電話使用等（ながらスマホ）による交通事故は増加傾向にあり、悲惨な交通死亡事故が発生しています。そのため、携帯電話使用等に関する罰則が強化されるとともに、同違反に係る基礎点数および反則金の額が引き上げられました。

※一般財団法人 全日本交通安全協会「道路交通法の改正ポイント」より引用

■運転中に携帯電話を手に保持して、通話または表示画像を注視した場合

違反の種別	改正前	改正後
携帯電話の使用等 (保持)	【罰則】 5万円以下の罰金	【罰則】 6ヵ月以下の懲役 または 10万円以下の罰金
	【違反点数】 1点	【違反点数】 3点
	【反則金】 大型 7,000円 普通 6,000円 二輪 6,000円 原付 5,000円	【反則金】 大型 25,000円 普通 18,000円 二輪 15,000円 原付 12,000円

■運転中の携帯電話の使用等により道路における交通の危険を生じさせた場合

違反の種別	改正前	改正後
携帯電話の使用等 (交通の危険)	【罰則】 3ヵ月以下の懲役 または 5万円以下の罰金	【罰則】 1年以下の懲役 または 30万円以下の罰金
	【違反点数】 2点	【違反点数】 6点
	【反則金】 大型 12,000円 普通 9,000円 二輪 7,000円 原付 6,000円	【反則金】 適用なし ※反則金制度の対象外となり、 すべて【罰則】の対象に！